

本事案の発生を踏まえた対応について

1 原因究明のための調査

現在、施設を所管する札幌市において、書類の確認や従業員からの聞き取り調査等を実施するとともに、詳細な原因究明に向けて再現試験の実施等について検討中。

2 二次感染対策

関係施設に対し、手洗いの励行及び消毒等清潔保持の徹底を指導。また、入居者及び従事者に対する健康確認。（北海道、札幌市）

3 健康相談等への対応

住民の不安を解消するため、保健所等で健康相談等を受け付け。

	北海道	札幌市	旭川市	函館市	小樽市	合計
件数(件)	44	92	4	4	2	146

(平成24年8月21日現在)

4 住民等への注意喚起

○ 北海道

8月16日、保健福祉部長通知「腸管出血性大腸菌による食中毒及び感染症の予防について」を各(総合)振興局及び(社)北海道医師会、(社)北海道食品衛生協会等に発出。

○ 札幌市

8月15日、札幌市保健所長通知「腸管出血性大腸菌の食中毒予防について」を関係部局に発出。

○ 旭川市

ホームページに0157関連情報を掲載予定。

○ 函館市

8月20日、函館食品衛生協会月例会で文書配布、注意喚起。

○ 小樽市

8月17日、小樽市保健所生活衛生課長・健康増進課長通知「腸管出血性大腸菌による食中毒及び感染症の予防について」を食品衛生協会関係施設、福祉施設等に発出。

5 漬物製造施設への立入検査

本事案の原因が、札幌市の漬物製造施設にあったことから、指導の徹底を図るため、8月20日から道内の漬物製造施設への立入検査を実施。

	北海道	札幌市	旭川市	函館市	小樽市	合計
対象施設数	554	40	7	38	12	651